



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会社名 ミヨシ油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀尾容造
(コード：4404 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経理財務部長 山下史生
(TEL. 03-3603-1149)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 90 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法 425 条第 1 項の規定に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の日程

定款変更を付議する株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日（予定）

3. 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第 25 条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 25 条～第 36 条（条文省略）	第 26 条～第 37 条（現行どおり）

<p>(新設)</p> <p>第 37 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 38 条 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 39 条～第 48 条 (現行どおり)</p>
---	--

以 上